

クイズで学ぼう!お金のイロイロ (答え)



知るぼるとキャラクター
矢口イチ(矢口家の愛犬)

答えは ①成年後見制度

①の「成年後見制度」は、判断能力が不十分な高齢者などに代わり、後見人が財産管理や各種契約手続きを行うものです。成年後見制度には2種類あり、判断能力が衰える前であれば、判断能力の低下に備え、「任意後見制度」を利用できます。あらかじめ自分の意志で後見人を決め、その人に介護サービスの契約や財産管理などを行ってもらいます。もう一つは判断能力が衰えてから、本人や親族などが家庭裁判所に申し出て、後見人をつける「法定後見制度」です。どのような老後を過ごしたいのか、自分の希望に沿って財産管理などを行ってほしいのであれば、判断能力があるうちに自身の望む後見人に今後を託せる任意後見制度の方が向いているでしょう。②の「死後事務委任契約」は文字通り死後の対策になります。亡くなった後の葬儀や埋葬、入院していた病院や介護施設の費用の支払い、行政への届け出などの事務手続きを代行してもらいます。③の「公正証書遺言」も死後の対策で、自分の財産を誰に託すかなどを決めておけます。相続人がいない人の財産は原則として国庫に納付されますが、遺言を残すことで希望する人に遺産を寄付することができます。これを遺贈といいます。遺贈する相手は、友人や相続人ではない親族のほか、学校やNPOなど公益団体にすることもできます。公証人が作成する公正証書遺言であれば、遺言書が無効となる恐れはありません。改ざんや紛失の恐れもなく、死後に裁判所に持って行く必要がないのもメリットです。

高知県金融広報委員会では、金融・経済、生活設計、生命保険などに関する専門家である「金融広報アドバイザー」を地域やグループ等で開催される各種学習会・講演会へ無料で派遣しています。「家計簿のつけ方を勉強したい」、「最近の金融トラブルについて詳しく話を聞きたい」など、くらしに関係のある金融情報について勉強したいと思われたら、お気軽にお問い合わせください。

高知県金融広報委員会事務局 (日本銀行高知支店総務課内) TEL : 088-822-0114

消費生活センター便り

高知県立大学との連携講座「消費生活講座」受講者募集!

- 日時：令和元年9月21日(土)～9月27日(金) 全15講座
平日：18:00～21:10、土曜日：13:00～17:50、日・祝日：13:00～16:10
- 場所：高知県立大学 永国寺キャンパス
- 内容：SDGsとエシカル消費、製品安全の基礎知識やクーリング・オフ制度などの法律の知識、知っておくと生活に役立つ知識などを各分野の専門家から学び、かしこい消費者になりませんか。



県内事例①

- 100円のお試しサプリを申し込んだら、6回の定期購入だった。解約したいと連絡したら高額な違約金を請求された。
- 行政の機関を名乗って、個人情報聞き出す電話があった。不審。
- 突然訪問してきた業者に、安くなるからとせかされ、屋根塗装工事を契約してしまった。クーリングオフしたい。

私たちは、日常生活で思いがけずこのような消費生活トラブルに陥ることがあります。そうしたトラブルを防いだし、解決したりするために、私たち消費者は必要な情報を収集、選択し、「自立した消費者」になることが求められます。

高知県立消費生活センターでは、高知県立大学と共同で「消費生活講座」を開催します。この講座では、経済や法律の知識のほか、わかっているのに騙されてしまう消費者心理や、金融商品への投資のリスクとリターンなど、私たちが消費生活を送るうえで役立つ知識を、大学教授や弁護士など各分野の専門家から学べます。

受講料は無料ですので、ぜひ積極的にご参加ください。

消費生活に関するご相談は

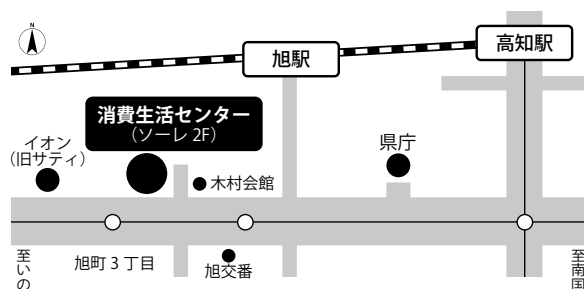
高知県立消費生活センター ☎088-824-0999

住所 〒780-0935 高知市旭町3丁目115番地「ソーレ」2階

受付時間 日曜日～金曜日 9:00～16:45

休所日 土曜日・祝日・12/29～1/3
※日曜日も相談を受け付けています

ホームページ <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141602/>



消費者ホットライン……局番なしの188番 お住まいの市町村等の消費生活相談窓口をご案内します